

沖縄振興公共投資交付金交付要綱（国土交通省）

平成24年 4月 6日 制 定
令和 6年 3月29日 最終改正

第1 通則

沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け、府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号通知。以下「制度要綱」という。）に基づく沖縄振興公共投資交付金（国土交通省所管事業に係るものに限る。以下同じ。）の交付に関しては、沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年3月31日政令第102号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

第2 目的

沖縄振興公共投資交付金は、沖縄県が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

第3 定義

一 沖縄振興公共投資交付金

制度要綱第6に定める沖縄振興特別措置法第95条の2第1項に規定する沖縄振興交付金事業計画（以下単に「事業計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費のうち、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業（当該事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等を含む。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 交付対象事業

第5に掲げる事業等（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三 交付金事業者

沖縄振興公共投資交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する沖縄県及び沖縄県からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて

交付対象事業を実施する市町村等をいう。

第4 交付対象

沖縄振興公共投資交付金の交付対象は、沖縄県とする。

第5 交付対象事業

交付対象事業は、制度要綱別表の別紙3に記載された事業等とし、交付対象事業の細目については附属編において定めるものとする。

第6 交付額

- 1 国土交通大臣は、制度要綱第11により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を沖縄県に交付する。
- 2 交付対象事業に対する毎年度の沖縄振興公共投資交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省交付限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省交付限度額} = (A + B + C)$$

ここで、A、B、Cは、それぞれ

A：制度要綱別表の別紙3の1から9に掲げる事業等に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

B：制度要綱別表の別紙3の10のイの関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

C：制度要綱別表の別紙3の10のロの効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。なお、国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

A_j ：事業jの当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

α_j ：事業jに係る国費率

l：事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

B_j ：事業jの当該年度の事業費

β_j ：事業jに係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は1/2。）

m : 事業の数

$$C = \sum_{j=1}^m (\gamma_j \times C_j)$$

C_j : 事業 j の当該年度の事業費

γ_j : 事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は $1/2$ 。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

n : 事業の数

- 3 沖縄振興公共投資交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第7第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される国土交通省交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される国土交通省交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、事業計画ごとに、次年度の国土交通省交付限度額の算定において調整することができる。
- 4 前項の規定による調整は、次年度の国土交通省交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 5 沖縄県が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業（事業計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業又は効果促進事業をいう。以下同じ。）においては、沖縄県が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前四項の規定を適用する。

第7 交付申請等

- 1 沖縄県は、交付対象事業のうち沖縄県が沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。
- 2 要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

第8 沖縄振興公共投資交付金の経理

交付金事業者は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第9 監督等

- 1 国土交通大臣は沖縄県に対し、沖縄県知事は市町村に対し、沖縄県知事又は市町村長は沖縄県又は当該市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をす

ることができる。

- 2 国土交通大臣は沖縄県に対し、沖縄県知事は市町村に対し、沖縄県知事又は市町村長は沖縄県又は当該市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、沖縄振興公共投資交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、沖縄振興公共投資交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成25年5月16日付け国官会第223号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日付け国官会第3215号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月1日付け国官会第700号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日付け国官会第106号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月10日より施行する。

附 則 (平成28年4月1日付け国官会第4203号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (平成29年3月31日付け国官会第4359号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。ただし、改正後の要綱の施行の際現に国に提出されている事業計画に基づく関連社会資本整備事業についての改正前の要綱附属編10の1.(2)ロの適用については、当該事業計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 (平成29年6月15日付け国官会第719号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月15日より施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国官会第37号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け国官会第24309号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 (令和元年10月3日付け国官会第17449号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月3日より施行する。

附 則 (令和2年3月31日付け国官会第29903号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 (令和2年9月4日付け国官会第14947号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月7日より施行する。

附 則 (令和3年3月30日付け国官会第28964号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和4年3月31日付け国官会第23925号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年3月31日付け国官会第24465号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則 (令和6年3月29日付け国官会第26992号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。